# 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		がが、おは、は、ない、ない。		
1	政策評価の対象とした政策	サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設		
	の名称			
2	対象税目 ① 政策評価の	法人税:義(国税1)、法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自		
	対象税目	動連動)		
	② 上記以外の	固定資産税:外		
	税目			
3	要望区分等の別	【新設·拡充·延長】 【単独)主管·共管】		
4	内容	《現行制度の概要》		
		_		
		  《要望の内容》		
		・特例措置の対象		
		総務大臣の計画認定を受けて一定のセキュリティ水準を確保したサテ		
		ライトオフィスの整備を行う企業が、サテライトオフィスの整備に際して		
		取得した設備に関し、法人税制の特例措置を行う。		
		・特例措置の内容		
		〇 対 象 者 :総務大臣の計画認定を受けてサテライトオフィスの		
		整備を行う法人		
		〇 対象設備 :計画に従って東京都特別区及び大阪市を除く地域に		
		おいて取得した専ら他人の用に供するサテライトオフィス整備に係る以		
		下の設備		
		LAN 設備(ルータ、スイッチ、Wi-Fi ルータ、ファイアウォール、VPN 装		
		置、ネットワーク監視装置、回線設備)、サーバ、セキュリティカメラ設		
		備、複合機、電気設備、附帯設備		
		O 内 容		
		・法人税:取得価額の30%の特別償却又は5%の税額控除。		
		・固定資産税:取得後3年度分、課税標準を2分の1とする。		
		《関係条項》		
		一		
5	担当部局	総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室		
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:令和3~4年度		
7	象期間   創設年度及び改正経緯			
7	剧設平及及び以正栓桿			
8	適用又は延長期間	2年間		
9	必要性 ① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》		
	等びその根拠	新たな生活様式の普及・定着が求められる中、地方における就労の維		
		持、事業継続性の確保等に資するサテライトオフィスの整備を促進・加		
		速化するため、セキュリティレベルの高いサテライトオフィスを整備し、		
		テレワークを安心して行うことができる「場」を利用者に提供する者に対		
		する税制支援を行う。		

				《政策目的の根拠》
				<経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和2年7月 17 日閣議決
				定)>
				地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつながるサテライト
				オフィスの設置、デジタル産業等の起業、地方での兼業・副業支援を
				強化する。
				<世界最先端デジタル国家創造宣言·官民データ活用推進基本計画 (全和8年7月47月開業決定)>
				(令和2年7月 17 日閣議決定)>
				テレワーク導入に係る地域内での相互連携を促進するとともに、サテライトオフィスなどの BCP 対策に資するテレワーク環境整備を推進する。
			み生はるに	1 トオ フィスなどの BCP 対 京に負 する アレソーク 環境 登 備 を推進する。 V. 情報通信(ICT 政策)
		(2)	政策体系に おける政策	V. 情報通信(IO) 政家/ 2. 情報通信技術高度利活用の推進
			目的の位置	2. 情報通信投制向及利店用の推進
			付け	
			達成目標及	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		3	達成日標及 びその実現	、他代付が指直等により達成しようとする日標/ サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点(令和3年度当初)
			による寄与	から2年間で25%増を上回る。
			による哲子	から2年间で25%頃で工画る。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				地方においても、テレワーク等の活用のためのサテライトオフ
				ィスの整備を促進・加速化させることで、新たな生活様式の普
				及・定着を推進し、就労の維持や事業継続性の確保等を実現。
				事業者ヒアリングを通じて、サテライトオフィスの償却資産に
				係る税負担を訴える声があった。一方、一定の人口規模を擁する
				東京都特別区及び政令指定都市の中で昼夜間人口比率が高い東京
				都特別区及び大阪市は更なる過密の助長を避ける必要がある。
				以上を踏まえ、東京都特別区及び大阪市を除く地域におけるサ
				テライトオフィス整備に対し税制措置によって税負担を軽減する
				ことにより、サテライトオフィス整備の増加率を特例適用開始時
				点(令和3年度)から特例適用期間(2年間)引き上げる。
10	有効性	<b>①</b>	適用数	<適用見込み数>
	等			令和3年度 273 件
				令和4年度 205 件
				※ 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税
				額控除を選択するものと考えて適用見込数を試算しているため、法人
				税の特別償却適用見込み数はO件。
				※別紙参照
		2	適用額	<適用見込み額>
				令和3年度 16,470 百万円
				令和4年度 12,367 百万円
				※別紙参照
		3	減収額	<減収見込み額>
				【法人税】
				令和3年度 824 百万円
				令和4年度 618 百万円
				※ 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税
				額控除を選択するものと考えて減収額を計算

				,
				令和3年度 57 百万円
				令和4年度 43 百万円
				【法人事業税】
				令和3年度 0百万円
				令和4年度 0百万円
				【固定資産税】
				令和3年度 0百万円
				令和4年度 105 百万円
				令和5年度 165 百万円
				令和6年度 136 百万円
				令和7年度 54 百万円
				※別紙参照
		4	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
				《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
				地方においても、テレワーク等の活用のためのサテライトオフィスの整理を促進されば、
				備を促進・加速化させることで、新たな生活様式の普及・定着を推進
				し、就労の維持や事業継続性の確保等を実現。
		_		*** たた江洋子の並み - ウ芙がさんこれ - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(5)	税収減を是認する理由	新たな生活様式の普及・定着が求められる中、税制特例によるサテラ
			総9の珪田   等	イトオフィス整備の促進を図ることにより、地方における就労の維持や 事業継続性の確保等を短期間で集中的に進める必要があることから、
			<del>ग</del>	新来極続性の確保等を短期间で乗中的に進める必要があることがら、 税収減を是認する理由があると考えられる。
44	+ㅁ 丷싸	•	千口 千兴 水土 只儿 十井	
11	相当性	(1)	租税特別措置等による	従来、テレワークの推進に当たっては、テレワークを実施する企業等に
			│ 世寺による │ べき妥当性	対して、予算措置(働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)等)
			<b>``C</b> 女コに   等	や国税支援措置(中小企業経営強化税制等)が講じられてきている
			। <del>ग</del>	が、テレワークのさらなる普及促進に当たっては、サテライトオフィス整
				備事業者への支援措置を講ずることが必要である。
		2	他の支援措	生産性向上特別措置法に基づく税制支援は生産性の向上に資するも
			置や義務付	の(サテライトオフィスの更新等)であり、本税制の対象とする設備(新
			け等との役	たにサテライトオフィスを整備しサービスを提供するためのもの)は該当
			割分担	しない。
		<b>3</b>	地方公共団	地方におけるテレワーク等の活用のためのサテライトオフィスの整備を
		3)	はカム共団 はが協力す	促進・加速化させることで、新たな生活様式の普及・定着を推進し、地
			る相当性	
				方における就労の維持や事業継続性の確保等を実現することができ
				ることから、法人税に加えて、固定資産税についても税制特例措置を
				適用することが適当である。
12	有識者の	見角	#	_
	**ログま	<u></u> =-	1年714年24	
13			呼価又は事後 ヒ#ロ	
	評価の実施	也比	<b>于</b> 别	

## サテライトオフィス整備に係る軽減措置による 減収額及び税制特別措置等の直接的効果について

## 1. サテライトオフィス整備に係る軽減措置による減収額

### (ア) 法人税

①設置箇所数:令和3年度 273箇所

令和4年度 205箇所

※設置箇所数の考え方は別紙 11 頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって 整備促進するべき拠点数」の導出プロセスを参照。

## ②税制特別措置対象設備の投資額(単位:百万円)

令和3年度	令和 4 年度
16, 470	12, 367

※過去の補助事業実績及び事業者ヒアリングにより1箇所あたりの投資見込額を約6,030万円と算出し、設置箇所数を乗じた。

#### ③1筒所あたりの税制特別措置対象設備の投資額(単位:百万円)

令和3年度	令和 4 年度
60	60

※②÷①で各年度の投資額を算出

#### ④法人税に係る適用数を踏まえた減収額(単位:百万円)

令和3年度	令和 4 年度
824	618

※ [該当年度の適用見込み数] × [該当年度の1社あたりの適用額] × [税額控除 5%]

## (イ) 法人住民税

①法人税に係る適用数を踏まえた減収額(単位:百万円)

令和3年度	令和 4 年度	
824	618	

#### ②法人住民税の減収額(単位:百万円)

令和3年度	令和 4 年度
7410年度	7 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
57	43

※ [該当年度の法人税減収額] × [法人住民税率 7%] × [中小企業割合 99.7%]

※中小企業割合は中小企業庁の集計結果から引用。

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu\_kigyocnt/2018/181130chukigyocnt.html

#### (ウ) 法人事業税

①適用数を踏まえた税制対象設備の投資額(単位:百万円)

令和3年度	令和 4 年度
16, 470	12, 367

## ②法人事業税の減収額(単位:百万円)

令和3年度	令和 4 年度
0	0

<sup>※</sup>税額控除は対象法人の所得には影響を及ぼさない

## (エ) 固定資産税

※百万円未満を四捨五入にて計算している影響から、減収見込額の合計額と一致 しない場合がある

#### 1. LAN 設備 (6年償却)

(ルータ、スイッチ、Wi-Fi ルータ、ファイアウォール、VPN 装置、ネットワーク監視装置、回線設備)

- ① 1 箇所あたりの投資見込額\*1:7.3(百万円)
- ②令和3年度整備箇所数※2 : 273 箇所
- ③令和4年度整備箇所数※2 : 205 箇所
- ④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>:1,991.8(百万円)
- ⑤令和 4 年度投資見込額\*4 : 1, 495. 7 (百万円)
- ⑥半年償却率: 0.1595
- ⑦償却率: 0.319
- 8課税標準:0.5
- 9固定資産税率:1.4%

令和 4 年度減税額 : ①×②× (1—⑥) × (1—⑧) × ⑨=11.7 (百万円)

令和5年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1—⑧)×9+①×②×(1−

⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨=16.8 (百万円)

令和6年度減税額 : ①×③× (1—⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨+①×②

 $\times (1-6) \times (1-7) \times (1-7) \times (1-8) \times 9 =$ 

11.4 (百万円)

令和7年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1−⑦)×(1−⑦)×(1—⑧)

×9=4.1(百万円)

- ※1 事業者ヒアリングにより算出。6万円/坪、1箇所あたり120坪を想定
- ※2 整備箇所数の考え方は別紙 11 頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進するべき拠点数」の導出プロセスを参照
- ※3 整備箇所 273 箇所の合計対象設備投資見込額
- ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額

#### 2. サーバ (5年償却)

- ① 1 箇所あたりの投資見込額\*1 : 2.1 (百万円)
- ②令和3年度整備箇所数\*2 : 273箇所
- ③令和4年度整備箇所数※2 : 205 箇所
- ④令和3年度投資見込額※3:573(百万円)
- ⑤令和4年度投資見込額※4:431(百万円)
- ⑥半年償却率: 0.1845
- ⑦償却率: 0.369
- ⑧課税標準:0.5
- ⑨固定資産税率:1.4%
  - 令和4年度減税額: ①×②×(1—⑥)×(1—⑧)×9=3.3(百万円)
  - 令和5年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1—⑧)×9+①×②×(1−
    - (6) × (1—(7)) × (1—(8)) × (9=4.5 (百万円)
  - 令和6年度減税額 : ①×③× (1—⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨+①×②
    - $\times (1-6) \times (1-7) \times (1-7) \times (1-8) \times 9 =$
    - 2.9 (百万円)
  - 令和7年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1−⑦)×(1−例)×(1—8)
    - ×9=1.0(百万円)
- ※1 過去の補助事業実績から算出
- ※2 整備箇所数の考え方は別紙 11 頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進するべき拠点数」の導出プロセスを参照
- ※3 整備箇所 273 箇所の合計対象設備投資見込額
- ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額
- 3. セキュリティカメラ設備(6年償却)
  - ① 1 箇所あたりの投資見込額\*1 : 0.7(百万円)
  - ②令和3年度整備箇所数\*2 : 273箇所
  - ③令和4年度整備箇所数※2 : 205 箇所
  - ④令和3年度投資見込額※3:191(百万円)
  - ⑤令和4年度投資見込額※4:144(百万円)
  - ⑥半年償却率: 0.1595
  - ⑦償却率: 0.319
  - ⑧課税標準:0.5
  - ⑨固定資産税率:1.4%
    - 令和4年度減税額 : ①×②×(1—⑥)×(1—⑧)×⑨=1.1(百万円)
    - 令和5年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1—⑧)×9+①×②×(1-
      - ⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨=1.6 (百万円)
    - 令和6年度減税額 : ①×③× (1—⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨+①×②
      - $\times$  (1—6)  $\times$  (1—7)  $\times$  (1—7)  $\times$  (1—8)  $\times$  9=
      - 1.1(百万円)
    - 令和7年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1−⑦)×(1−⑦)×(1—⑧)
      - ×9=0.4(百万円)
- ※1 過去の補助事業実績から算出

- ※2 整備箇所数の考え方は別紙 11 頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進するべき拠点数」の導出プロセスを参照
- ※3 整備箇所 273 箇所の合計対象設備投資見込額
- ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額
- 4. 入退室管理システム(6年償却)
  - ① 1 箇所あたりの投資見込額\*\*1 : 0.6(百万円)
  - ②令和3年度整備箇所数<sup>\*2</sup> : 273 箇所 ③令和4年度整備箇所数<sup>\*2</sup> : 205 箇所 ④令和3年度投資見込額<sup>\*3</sup> : 164 (百万円)
  - ⑤令和4年度投資兒込額<sup>※4</sup>:123(百万円)
  - ⑥半年償却率: 0.1595
  - ⑦償却率:0.319 ⑧課税標準:0.5
  - 9固定資産税率:1.4%

令和 4 年度減税額 : ①×②× (1—⑥) × (1—⑧) × ⑨=1.0 (百万円) 令和 5 年度減税額 : ①×③× (1—⑥) × (1—⑧) × ⑨+①×②× (1 —

⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨=1.4 (百万円)

令和6年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1—⑦)×(1—⑧)×⑨+①×②

 $\times (1-6) \times (1-7) \times (1-7) \times (1-8) \times 9 =$ 

0.9 (百万円)

令和7年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1−⑦)×(1−®)

×9=0.3(百万円)

- ※1 過去の補助事業実績から算出
- ※2 整備箇所数の考え方は別紙 11 頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進するべき拠点数」の導出プロセスを参照
- ※3 整備箇所 273 箇所の合計対象設備投資見込額
- ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額
- 5. 複合機(5年償却)
  - ① 1 箇所あたりの投資見込額\*\* : 1.1 (百万円)
  - ②令和3年度整備箇所数※2 : 273 箇所
  - ③令和4年度整備箇所数※2 : 205 箇所
  - ④令和3年度投資見込額※3:300(百万円)
  - ⑤令和4年度投資見込額※4:226(百万円)
  - ⑥半年償却率: 0.1845
  - ⑦償却率: 0.369
  - ⑧課税標準:0.5
  - 9固定資産税率: 1.4%

令和 4 年度減税額 : ①×②× (1—⑥) × (1—⑧) × ⑨=1.7 (百万円) 令和 5 年度減税額 : ①×③× (1—⑥) × (1—⑧) × ⑨+①×②× (1 —

⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨=2.4 (百万円)

令和 6 年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1—⑦)×(1—⑧)×⑨+①×②

 $\times$  (1—6)  $\times$  (1—7)  $\times$  (1—7)  $\times$  (1—8)  $\times$  9= 1.5 (百万円)

令和7年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1—⑧) ×9=0.5(百万円)

- ※1 過去の補助事業実績から算出
- ※2 整備箇所数の考え方は別紙 11 頁からのく設定根拠>の「本施策を講じることによって整 備促進するべき拠点数」の導出プロセスを参照
- ※3 整備箇所 273 箇所の合計対象設備投資見込額
- ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額
- 6. テレビ会議システム(カメラ、大型ディスプレイ、スピーカーフォン等) (10年償 却)
  - ① 1 箇所あたりの投資見込額<sup>※1</sup> : 1.7(百万円)
  - ②令和3年度整備箇所数※2 : 273 箇所
  - ③令和4年度整備箇所数※2: 205 箇所
  - ④令和3年度投資見込額\*3:464(百万円)
  - ⑤令和4年度投資見込額※4:349(百万円)
  - ⑥半年償却率: 0.103
  - ⑦償却率:0.206
  - ⑧課税標準:0.5
  - ⑨固定資産税率:1.4%
    - 令和4年度減税額: ①×②×(1—⑥)×(1—⑧)×⑨=2.9(百万円)
    - 令和5年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1—⑧)×⑨+①×②×(1−
      - ⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨=4.5 (百万円)
    - 令和 6 年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1—⑦)×(1—⑧)×9+①×②
      - $\times (1-6) \times (1-7) \times (1-7) \times (1-8) \times 9 =$
      - 3.6(百万円)
    - 令和7年度減税額:  $(1) \times (3) \times (1 - (6)) \times (1 - (7)) \times (1 - (7)) \times (1 - (8))$ 
      - ×9=1.4(百万円)
- ※1 過去の補助事業実績から算出
- ※2 整備箇所数の考え方は別紙 11 頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整 備促進するべき拠点数」の導出プロセスを参照
- ※3 整備箇所 273 箇所の合計対象設備投資見込額
- ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額
- 7. 空調設備(オフィス用)(15年償却)
  - ① 1 箇所あたりの投資見込額\*1 : 14.7 (百万円)
  - ②令和3年度整備箇所数※2 : 273 箇所

  - ③令和4年度整備箇所数\*\*2 : 205 箇所
  - ④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>:4,023(百万円) ⑤令和 4 年度投資見込額\*\*4 : 3,021 (百万円)
  - ⑥半年償却率: 0.071
  - ⑦償却率:0.142

- ⑧課税標準:0.5
- ⑨固定資産税率:1.4%

令和 4 年度減税額 : ①×②× (1—⑥) × (1—⑧) × ⑨=26.2 (百万円)

令和5年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1—⑧)×9+①×②×(1−

⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨=42.1 (百万円)

令和6年度減税額 : ①×3×(1—⑥)×(1—⑦)×(1—⑧)×9+①×②

 $\times$  (1—6)  $\times$  (1—7)  $\times$  (1—7)  $\times$  (1—8)  $\times$ 9=

36.1 (百万円)

令和7年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1−⑦)×(1−®)

×9=14.5 (百万円)

- ※1 事業者ヒアリングにより算出。12万円/坪、1箇所あたり120坪を想定
- ※2 整備箇所数の考え方は別紙 11 頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進するべき拠点数」の導出プロセスを参照
- ※3 整備箇所 273 箇所の合計対象設備投資見込額
- ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額
- 8. 電気設備(空調設備以外) (15年償却)
  - ① 1 箇所あたりの投資見込額\*\*1 : 8.4(百万円)
  - ②令和3年度整備箇所数※2 : 273 箇所
  - ③令和4年度整備箇所数\*\*2 : 205 箇所
  - ④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>:2,287(百万円)
  - ⑤令和4年度投資見込額\*4:1,717(百万円)
  - ⑥半年償却率: 0.071
  - ⑦償却率:0.142
  - ⑧課稅標準:0.5
  - 9固定資産税率:1.4%

令和 4 年度減税額 : ①×②× (1—⑥)× (1—⑧)× ⑨=14.9 (百万円)

令和5年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1—⑧)×9+①×②×(1−

⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨=23.9 (百万円)

令和6年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1—⑦)×(1—⑧)×⑨+①×②

 $\times$  (1—6)  $\times$  (1—7)  $\times$  (1—7)  $\times$  (1—8)  $\times$ 9=

20.5 (百万円)

令和7年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1−⑦)×(1−例)×(1—⑧)

×9=8.2 (百万円)

- ※1 事業者ヒアリングにより算出。7万円/坪、1箇所あたり120坪を想定
- ※2 整備箇所数の考え方は別紙 11 頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進するべき拠点数」の導出プロセスを参照
- ※3 整備箇所 273 箇所の合計対象設備投資見込額
- ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額
- 9. 無停電電源装置(UPS) (6年償却)
  - ① 1 箇所あたりの投資見込額\*1 : 0.2(百万円)
  - ②令和3年度整備箇所数※2 : 273箇所

③令和 4 年度整備箇所数<sup>\*2</sup> : 205 箇所 ④令和 3 年度投資見込額<sup>\*3</sup> : 55 (百万円) ⑤令和 4 年度投資見込額<sup>\*4</sup> : 41 (百万円)

⑥半年償却率: 0.1595

⑦償却率: 0.319 ⑧課税標準: 0.5

9固定資産税率: 1.4%

令和4年度減税額: ①×②×(1—⑥) × (1—⑧) × ⑨=0.3 (百万円)令和5年度減税額: ①×③×(1—⑥) × (1—⑧) × ⑨+①×②× (1 —

⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨=0.5 (百万円)

令和6年度減税額 : ①×③× (1—⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨+①×②

× (1—6) × (1—7) × (1—7) × (1—8) × 9=

0.3 (百万円)

令和7年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1−⑦)×(1−®)

×⑨=0.1(百万円)

※1 過去の補助事業実績から算出

- ※2 整備箇所数の考え方は別紙 11 頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進するべき拠点数」の導出プロセスを参照
- ※3 整備箇所 273 箇所の合計対象設備投資見込額
- ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額
- 10. その他附帯設備(壁、床等(商業施設からの改装)) (15年償却)

① 1 箇所あたりの投資見込額\*\*1 : 24(百万円)

②令和3年度整備箇所数※2 : 273 箇所

③令和4年度整備箇所数※2 : 205 箇所

④令和3年度投資見込額※3:6,421(百万円)

⑤令和4年度投資見込額※4:4,822(百万円)

⑥半年償却率: 0.071

⑦償却率: 0.142

⑧課稅標準:0.5

⑨固定資産税率:1.4%

令和 4 年度減税額 : ①×②×(1—⑥)×(1—⑧)×9=41.8(百万円)

令和5年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1—⑧)×9+①×②×(1−

⑥) × (1—⑦) × (1—⑧) × ⑨=67.2 (百万円)

令和6年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1—⑦)×(1—⑧)×⑨+①×②

 $\times (1-6) \times (1-7) \times (1-7) \times (1-8) \times 9 =$ 

57.6 (百万円)

令和7年度減税額 : ①×③×(1—⑥)×(1−⑦)×(1−⑦)×(1—⑧)

×⑨=23.1 (百万円)

- ※1 事業者ヒアリングにより算出。20万円/坪、1箇所あたり120坪を想定
- ※2 整備箇所数の考え方は別紙 11 頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進するべき拠点数」の導出プロセスを参照
- ※3 整備箇所 273 箇所の合計対象設備投資見込額

#### ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額

以上より、各年度の減収額が以下の通り算出される。(単位:百万円)

令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
105	165	1 3 6	5 4

## 2. 達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果

・サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点(2021年度当初)から2年間で 25%増とする。

#### <設定根拠>

・国土交通省「テレワークセンター事例集」(平成 29 年 3 月)より、平成 28 年度の東京 23 区、大阪市及びその他のサテライトオフィス拠点数が示されている。

	東京 23 区	大阪市	その他	合計
平成 28 年度	624	147	1, 133	1, 904

・達成目標の設定に当たっては、以下のとおり、サテライトオフィスの需要予測と供給予測を 行った。

## 1. 需要予測

- ・国土交通省「テレワーク人口実態調査」(令和2年)より、雇用者で感染症対策として在宅 勤務をはじめて実施した者の雇用者全体に占める割合が 5.2%(①)。これらの人々を新た なテレワーカーとしてとらえている。
- ・令和2年度から令和4年度の雇用者によるサテライトオフィスの利用割合については、前年度割合+①+平成28年度~令和元年度の間の雇用者によるサテライトオフィスの利用割合の平均伸び率(0.17%)(※1)と計算し、

令和 2 年度: 2.1% 令和 3 年度: 2.3% 令和 4 年度: 2.5%

と算定。

※1 国土交通省「テレワーク人口実態調査」(令和2年3月)の平成28年度~令和元年度における雇用者によるサテライトオフィスの利用割合の平均伸び率を算出。

年度	雇用者によるサテライトオフィスの利用割合
H28	1.3%
H29	1.7%
H30	1.8%
R1	1.8%

((H29-H28)+(H30-H29)+(R1-H30))/3=0.17%

・雇用者数(令和2年度以降は令和元年度の数値を適用)に雇用者によるサテライトオフィスの利用割合を乗じてサテライトオフィス利用者数を推計した。

平成 28 年度:74.9 万人(②)

平成 29 年度: 99.4 万人(前年度からの増加率: 33%(⑤)) 平成 30 年度: 107.2 万人(前年度からの増加率: 8%(⑥)) 令和元年度: 108.1 万人(前年度からの増加率: 1%(⑦))

令和2年度:123.7万人(前年度からの増加率:14%)

令和3年度:136.9万人(③) (前年度からの増加率:11%) 令和4年度:150.5万人(④) (前年度からの増加率:10%)

※総務省「労働力調査」によると、雇用者数は以下のとおり。

年度	雇用者(万人)
H28	5, 764
H29	5, 848
H30	5, 955
R1	6, 004

・サテライトオフィス利用者数増を踏まえた令和3年度及び令和4年度の必要なサテライトオフィス拠点数は、各年度のサテライトオフィス利用者数を1拠点当たり収容人数(394人。平成28年度のサテライトオフィス利用者数(②)を平成28年度の合計拠点数(1,904箇所)で割ることで算定)で割ることで算定した。

	合計
令和3年度(③/394)	3, 479 (8)
令和4年度(④/394)	3, 824 (9)

## 2. 供給予測

・冒頭の平成 28 年度の東京 23 区、大阪市及びその他のサテライトオフィス拠点数をベースに、施策を行わない場合のサテライトオフィス拠点数を算定した。具体的には、平成 29 年度 ~令和元年度は前年度拠点数にサテライトオフィス利用者数の増加率(⑤~⑦)を乗じて算定し、令和2年度以降は前年度拠点数に IDC Japan 調査による増加率(10%)を乗じて算定した。

	東京 23 区	大阪市	その他	合計
平成 28 年度	624	147	1, 133	1, 904
平成 29 年度	828	195	1, 503	2, 526
平成 30 年度	893	210	1, 621	2, 724
令和元年度	900	212	1, 634	2, 746
令和2年度	990	233	1, 797	3, 021 (10)
令和3年度	1, 089	257	1, 977	3, 323

令和 4 年度   1, 198   282   2, 175   3, 655
--

## 3. 需要と供給の差

・サテライトオフィス利用者増によって新たに整備しなければならないサテライトオフィス拠 点数は以下のとおり。

	合計
令和3年度(⑧一⑩)	458
令和4年度(9-8)	345

・上記の数値は全国の拠点数であるため、東京 23 区及び大阪市を除く割合で乗じた値が本施 策講じることによって整備促進するべき拠点数である。

	合計
令和3年度	<u>273</u>
<u>令和4年度</u>	<u>205</u>

・上記の拠点数が全て整備されることによって、特例適用開始時点(2021年度当初)から2年間でサテライトオフィスの拠点数が26.6%(⑨/⑩)の増となるため、達成目標である「サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点(令和3年度当初)から2年間で25%増を上回る」を達成する。